

令和9年度 地域の文化・芸術活動助成事業 助成概要

	創造プログラム		
概要	地方公共団体等の自主事業における企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域の活性化に寄与する長期的な展望を有し、かつ発展的・継続的な事業実施に当たり他の地域の参考となる顕著な工夫が認められる公演・展覧会事業等を助成する。 また、本事業の成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興を通じて、創造性豊かな地域づくりの推進を図る。		
	公演・展覧会事業に係る企画制作能力の向上並びに公立文化施設の利活用の推進等を目的とする。		地域における社会課題の深刻化・顕在化を踏まえ、地方公共団体等が文化芸術を通じて地域の課題に向き合い、その解決に向けて実施するアウトリーチ、ワークショップ等の事業に関する企画制作能力の向上を目的とする。
事業要件	(一般分) 1 単なる公演・展覧会事業ではなく、長期的な視点を持ち、段階的な発展が見込まれる事業であること。[発展性] 2 地方公共団体等が主体的に企画し、制作・実施する事業であること(NPO等との連携(委託または実行委員会等への参画等)を含む。)。[自主性] 3 公演・展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチや、公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施すること。[地域交流] 4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。[継続性] 5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。[モデル性] 6 地方公共団体等が、申請に当たり、これまで実施していなかった事業、または既存事業の一部に新たな企画を加え、制作・実施する事業については、当該企画が、実施者にとって経験が不足している分野・ジャンル・企画形態に係る企画制作力の向上に資するもの、またはこれまで来場もしくは参加が少なかった層への新たなアプローチを試みるものであるなど、新規性を有するものであること(単なる形式的な変更にとどまるものは含まない)。[新規性] 7 公演・展覧会は、原則として助成申請を行う地方公共団体等の区域内に所在する公立文化施設を会場とすること。[会場] 8 公演・展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料・参加料等を徴収すること。ただし、地域伝統芸能に関する事業については、必ずしも入场料・参加料等の徴収を要しない。[入場料] ※ 地域伝統芸能とは、当該地域において保存・継承の必要が認められる伝統芸能等を指し、国指定文化財に該当するものは含まない。	(企画制作力向上特別分) 1 本事業の実施により、事業実施者の自主事業における企画制作力の一層の向上が図られるとともに、他地域の公立文化施設等に対して波及効果をもたらすものであること。[企画制作力向上] 2 地方公共団体等が主体的に企画し、制作・実施する事業であること(NPO等との連携(委託または実行委員会等への参画等)を含む。)。[自主性] 3 公演・展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチや、公募型ワークショップなどの地域交流プログラムを実施すること。[地域交流] 4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。[継続性] 5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。[モデル性] 6 地方公共団体等が、申請に当たり、これまで実施していなかった事業、または既存事業の一部に新たな企画を加え、制作・実施する事業については、当該企画が、実施者にとって経験が不足している分野・ジャンル・企画形態に係る企画制作力の向上に資するもの、またはこれまで来場もしくは参加が少なかった層への新たなアプローチを試みるものであるなど、新規性を有するものであること(単なる形式的な変更にとどまるものは含まない)。[新規性] 7 公演・展覧会は、原則として助成申請を行う地方公共団体等の区域内に所在する公立文化施設を会場とすること。[会場] 8 公演・展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料・参加料等を徴収すること。[入場料]	(地域課題対処特別分) 1 文化芸術を通じて地域の課題(社会包摂を含む。)に向き合い、その解決に取り組むアウトリーチやワークショップ等を実施する事業であること。[地域課題] ※ 地域の課題に向き合い解決に向けた取組とは、例えば、以下のような取組をいう。 ・少子化・子育て支援や、未来を担う人材育成に関する取組 ・社会包摂や多文化共生の促進に資する取組 ・地域伝統芸能等地域の文化資源の保存・活用を通じたコミュニティづくり・まちづくり・地域活性化に係る取組 ※ 公立文化施設を会場とする公演・展覧会事業は不要。地域の課題に応じて、適切な会場を選択できるものとする。 2 地域の課題の解決に向けて長期的な視点を持ち、段階的な発展が見込まれる事業であること。[発展性] 3 地方公共団体等が主体的に企画し、制作・実施する事業であること(NPO等との連携 (委託または実行委員会等への参画等)を含む。)。[自主性] 4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。[継続性] 5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。[モデル性] 6 地方公共団体等が、申請に当たり、これまで実施していなかった事業、または既存事業の一部に新たな企画を加え、制作・実施する事業については、当該企画が、実施者にとって経験が不足している分野・ジャンル・企画形態に係る企画制作力の向上に資するもの、またはこれまで来場もしくは参加が少なかった層への新たなアプローチを試みるものであるなど、新規性を有するものであること(単なる形式的な変更にとどまるものは含まない)。[新規性] 7 地域の文化・芸術の振興に資する事業であること。[地域性]
対象期間	2か年もしくは3か年 (各年度ごとの申請を審査したうえで決定する。)	1年間	2か年もしくは3か年 (各年度ごとの申請を審査したうえで決定する。)
助成率	1／2以内	1／2以内	1／2以内
助成上限額	1,000万円／年	1,000万円／年	500万円／年
事業実施者	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人) 5 実行委員会等	1 都道府県、政令指定都市 2 都道府県、政令指定都市にかかる特定指定管理者(都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人) 5 実行委員会等	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人) 5 実行委員会等
申請者	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)	1 都道府県、政令指定都市 2 都道府県、政令指定都市にかかる特定指定管理者(都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人)	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)
申請要件		(企画制作力向上特別分)においては、同一都道府県・政令指定都市の重複採択を行わない。	

※予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合がある。